

「家庭園芸用除草剤の使用実態」 について

緑地管理協議会

事務局

丸和バイオケミカル(株)

清水 悟

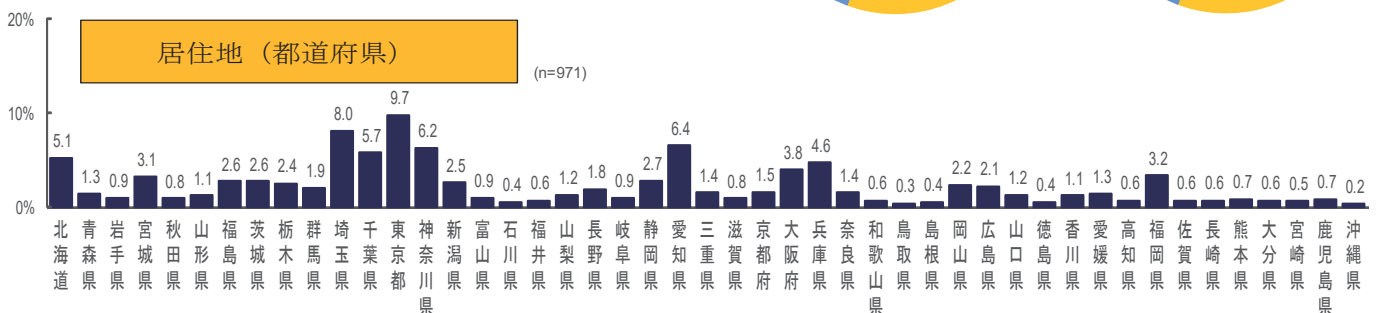
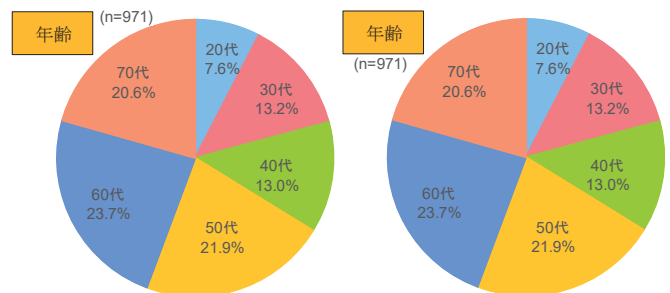
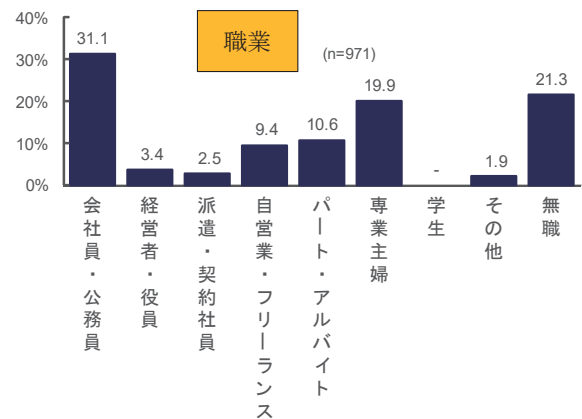
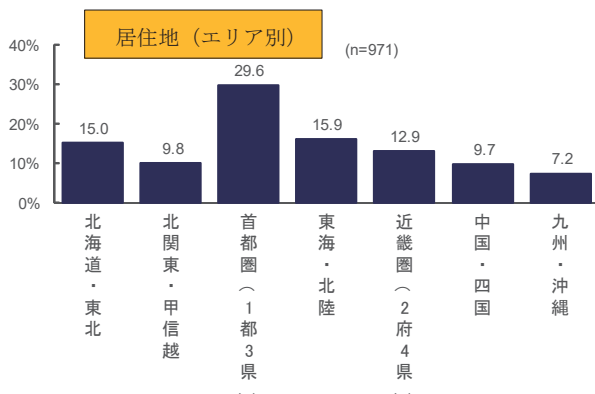
はじめに

BSE 問題や残留農薬の問題を契機に食品の安全性に係る関連法が改正され、農薬取締法についても、第 155 回臨時国会で無登録農薬問題等を踏まえた改正が行われた。その際に農薬登録がされていない非農耕地専用除草剤（以下、「無登録除草剤」として表記）は農薬として農作物等に使用されることがないように表示義務も明確にされた。（平成 16 年 6 月 11 日施行）

無登録除草剤も化審法で認められた化学物質^注を利用した商品であり、ホームセンターを中心に販売され実需者から評価を得ているが、売場では農薬登録品と混在して販売されるケースが多く見られている。加えて近年は「農薬ではないから安心」等の PR がなされ、農薬使用の経験のない一般消費者も購入し様々な場面で使用されているが、使用方法や使用

^注「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律。

回答者プロフィール



緑地管理協議会会員

株式会社エス・ディー・エスバイオテック,
住友化学園芸株式会社, フマキラー株式会社,
保土谷アグロテック株式会社, レインボー薬品株式会社,
丸和バイオケミカル株式会社

場面で混乱を招いているケースが散見されていた。この為、「緑地管理協議会」は公益財団法人日本植物調節剤研究協会の協力を得て一般消費者が購入した商品(特に除草剤)の使用実態を把握すべくWEB調査を実施したので下記に報告する。

【調査方法】

調査会社のモニター(10,184名)に対し下記の条件でのスクリーニングを実施, 971名を選定。

- A) 最近1年間で「除草剤」(含む無登録除草剤)を使用した人(対象年齢20歳~79歳)
- B) 本人・同居者が従事する職業に農林業・造園業など日

常で農薬・薬品を使用する人を除外

(調査にあたっての留意点)

- ①購入した商品の誤認を回避する為, 商品画像で購入商品の特定をした。なお, 「無登録除草剤」は希釈剤・AL剤が殆どであり, 粒剤は含めなかった。
 - ②使用実態の把握は「直近で購入・使用した商品」に限定し, できる限り複数回答を避けた。
 - ③各設問における表示を不規則にするなど, 調査の「偏り」をできるだけ回避した。
- *回答は全国から寄せられており, 人口の割合に概ね準じていた。男女比率では6:4であった。

【第1回 調査】2014年6月13日~6月16日(971名に対する本調査)

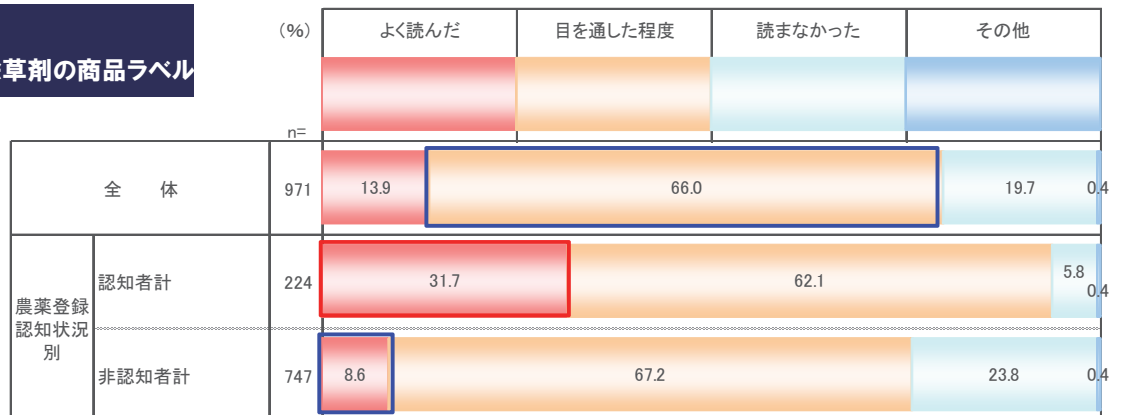
- 調査目的
- A) 登録農薬の認知状況(「農薬登録」の認識の確認)
 - B) 除草剤の購入・使用状況(主要な製品及びその使用場面)
 - C) 除草剤の使用後の評価(購入時の期待度及び使用後の満足度)

調査結果

- ア) 「農薬登録」の認知者は23.1%, 非認知者は76.9%であった。
- イ) 「ラベルをよく読んだ」に関しては, 農薬登録の認知者で31.7%, 非認知者で8.6%であった。

- ウ) 「無登録除草剤の購入・使用」は全体の17%(165名)であった。
- エ) 使用場面(複数回答)では「家の塀やフェンス周り」が最も多く(51.5%), 次いで「家の庭(花壇・家庭菜園以外)」, 駐車場であった。
- オ) いずれの使用場面でも半数以上で「近くに草花や木」があるとの回答であり, 「無登録除草剤」を使用した周辺に「草木や花」があったと答えた方は122名であった。(無登録希釈剤: 73名, 無登録AL剤: 49名)

第1回 調査
直近で使用した除草剤の商品ラベル
確認状況



*以上の結果から全体的にラベル（使用方法等）をよく読んだ方の割合は少なかった。また、「無登録除草剤」の「農

薬的な使用」が推察された為、更に詳細な使用実態を把握することとした。

【第2回 調査】2014年9月4日～9月8日(971名に対する追跡調査, 856名より回答)

調査目的 A) 除草剤の使用場所の、より具体的な状況把握（調査にあたっての留意点）

- ① 「調査にあたっての留意点」は2014年6月実施のガイドラインに順じた。
- ② 「直近での購入・使用した商品」を確認する為、2014年6月実施のアンケートに沿って再確認をした。
- ③ 具体的な使用場面を特定する為、提示画像において「植栽の有無」がイメージできる工夫をした。また、植栽の有無は「除草剤を散布した場所から1m程度以内」とした。

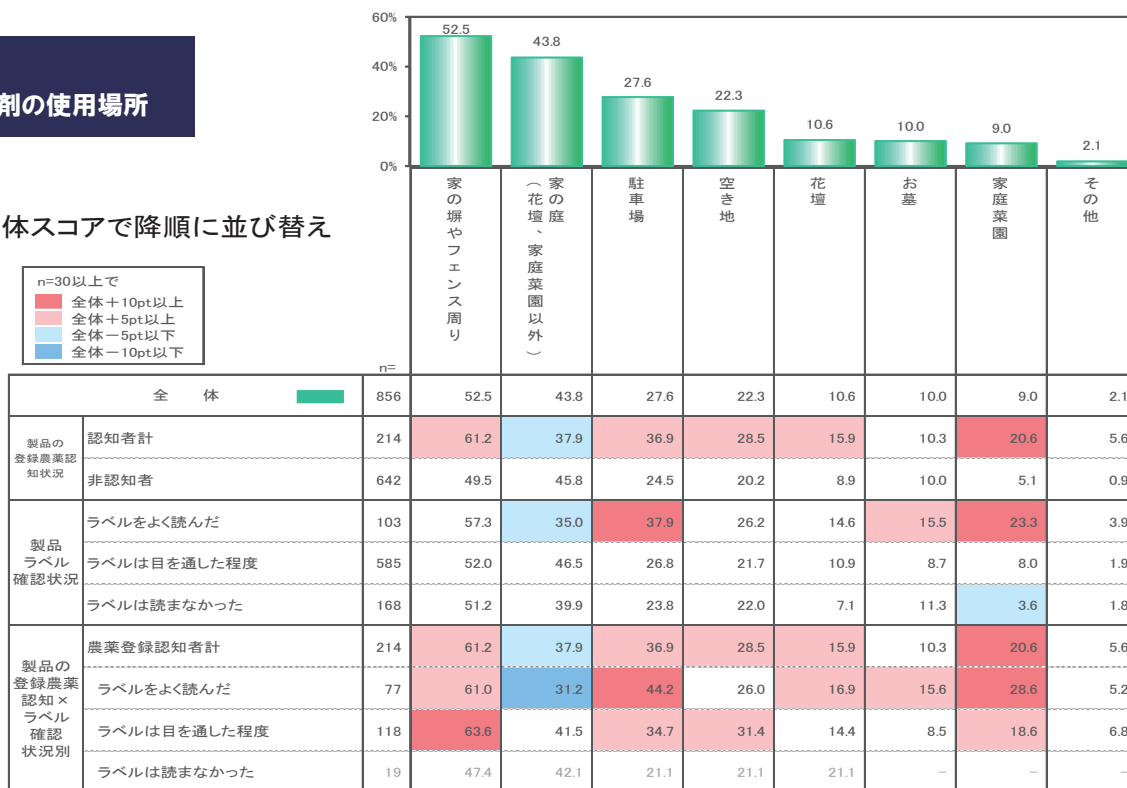
調査結果

- ア) 「無登録除草剤」の使用者は18.5% (158名)であり、6月のアンケートとほぼ同数の使用者であった。(6月アンケートの無登録除草剤使用者は17%=165名)
- イ) 「農薬登録」の認知者は20.1% (前回23.1%)であった。
- ウ) 使用時の「商品ラベル」の確認状況は、全体の70%が「目を通した程度」と回答、「よく読んだ」は10%程度であった。
- エ) 「無登録除草剤」(複数回答:220件)の使用場面では、1m以内に植栽があったと答えたケースは94件あり、




第2回 調査 直近の除草剤の使用場所

※複数回答

※グラフは全体スコアで降順に並び替え



全体では「家の塀やフェンス回り」が52.5%と最も多く、「家の庭（花家庭菜園）」が27.6%の順となっている。

表示画像	周辺に樹木や草花が 全くない場所	使用場所	散布した場所から 1m程度以内に 樹木や草花のある場所	表示画像
	70.6	駐車場 (n=51)	29.4	
	59.1	家の塀や フェンス周り (n=93)	40.9	
	0.0	花壇 (n=15)	100.0	
	44.4	家庭菜園 (n=9)	55.6	
	53.7	空き地 (n=41)	46.3	
	81.8	お墓 (n=11)	18.2	

「花壇」や「家庭菜園」での使用など、いわゆる「農業的な使い方」をされていることが推察された。

最後に

この度のWEB調査から A) 商品ラベルを良く読む消費者の割合が低い(特に「農業登録」を認知していない方) B) その為、「農業登録品」及び「無登録除草剤」の不適切な使用実態があることが判明した。

農業取締法 第一条(目的)には「農業について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農業の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的と

する」とあり、家庭園芸農業においても適切な使用方法の更なる啓発が重要であることを確認できた。

一方で「化審法」の規制を受ける「無登録除草剤」の中には優先評価化学物質(旧 第二種監視化学物質)に指定されている物質を含有しても輸入・数量の実績から規制対象外であったり、またその物質が「労働安全衛生法」における表示義務等があっても「一般消費者向け」は例外扱いになっている商品も販売されている。

以上のことから、「使用方法の啓発」だけでは「国民生活の保全」に寄与できないケースも推測され、「統一されたリスク管理・基準」が必要と考える。緑地管理協議会は適正使用の啓発と並行して実態調査を継続し、関係各所との意見交換を更に深めたい。